

⑨ 産前産後期間の国民健康保険税軽減措置が始まります

問 保険年金課(内線 139)

申 保険年金課 笠間支所保険福祉課 岩間支所保険福祉課

令和6年1月から、国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税軽減措置が始まります。

対象者 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険の被保険者

※出産とは、妊娠85日以上分娩で、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産の場合も対象となります。

軽減期間 出産被保険者の産前産後期間

(1) 単胎妊娠の場合 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間

(2) 多胎妊娠の場合 出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間

軽減額 出産被保険者の国民健康保険税のうち、産前産後期間に相当する額

申請方法 窓口で直接お申し込みください。

提出書類 ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書(窓口備え付け)

②母子健康手帳等 ③多胎妊娠の場合は、その旨を確認できるもの

※届出書は、出産予定日の6か月前から提出できます。また、出産後に提出することもできます。

⑩ 特設無料人権相談を行います

問 社会福祉課(内線 157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

また、午後1時から弁護士相談も行います。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでお願いします。

日時 令和6年1月17日(水) 午前10時～午後3時 ※最終受け付け：午後2時30分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原3-2-11)

⑪ 心身に障がいがある方に対する自動車税(種別割)減免申請の出張窓口を開設します

問 水戸県税事務所 収税第一課 Tel 029-221-6605

県では、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方に対し、障がい等級が一定の要件を満たしている場合には自動車税(種別割)を減免する制度を設けています。

次の日程で減免申請の出張窓口を開設しますので、ご利用ください。必要な書類等の詳細は水戸県税事務所までお問い合わせください。

日時 令和6年2月1日(木) 午後1時～4時

5日(月) 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 市役所本所1階 社会福祉課前 相談室(笠間市中央3-2-1)

※水戸県税事務所では、年間を通じて申請を受け付けています。

※軽自動車税(種別割)の減免は、市税務課での手続きとなります。

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。

市農業公社 Tel 0296-73-6439